

## 内灘町国民保護計画の一部変更について

### 1. 主な変更点

- ・ 県国民保護計画の変更に伴うもの（基本指針の変更）
  - (1) 都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記
  - (2) 地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加
  - (3) 平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記

### 2. その他（語句の見直し等）

- ・ 時点修正によるもの
- ・ 国の防災基本計画（原子力災害計画編）の変更に伴うもの
- ・ 災害対策基本法の改正に伴うもの（名称変更）
- ・ 薬事法の名称改正に伴うもの
- ・ 町機構改革によるもの